



宗像市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業



(R6.8 改)

宗像市では、中卒者や高校中退者などひとり親家庭の親またはその家族の子どもに対し、よりよい条件での就職や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

◆ どんな人が対象になりますか？

市内にお住まいの方で、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親または20歳未満の子どもで、次の要件すべてを満たす方が対象になります。

- ① 母子・父子自立支援プログラムを策定した方
- ② 大学入学資格を取得していない方
- ③ 就業のために必要であると認められる方
- ④ 原則として、過去に、本事業の給付金の支給を受けたことがない方

◆ どんな講座が対象になりますか？

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、事前に市長の指定を受けたもの(※1)が対象となります。ただし、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合を除きます。

(※1) 講座指定申請の手続きが必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

◆ いくら支給されますか？

【A】 受講開始時給付金

対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料)の4割相当額

- ・通信制: 上限10万円、下限4千円
- ・通学又は通学及び通信制併用: 上限20万円、下限4千円

【B】 受講修了時給付金

対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料)の5割相当額から、【A】受講開始時給付金を差し引いた金額

- ・通信制: 【A】受講開始時給付金と【B】受講修了時給付金を併せて上限12万5千円、下限4千円
- ・通学又は通学及び通信制併用: 【A】受講開始時給付金と【B】受講修了時給付金を併せて上限25万円、下限4千円

【C】 合格時給付金

受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験を全科目合格した場合に、対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料)の1割相当額

- ・通信制: 【A】受講開始時給付金及び【B】受講修了時給付金、【C】合格時給付金の合計が15万円を超える場合は15万円が上限
- ・通学又は通学及び通信制併用: 【A】受講開始時給付金及び【B】受講修了時給付金、【C】合格時給付金の合計が30万円を超える場合は30万円が上限

◆ ご不明な点は、下記の【問い合わせ先】へご連絡ください。

【問い合わせ先】

宗像市子ども家庭センター
(給付金担当: 子ども家庭係)
TEL 0940-36-1151

文部科学省ホームページ

「高等学校卒業程度認定試験とは」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/mext_01768.html





講座指定申請・給付金支給申請について



※ご注意！！

受講開始前に「母子・父子自立支援プログラム」の策定をする必要があります。策定をするための面談などが必要ですので、期間に余裕をもってご相談ください。（別紙「～各給付金を受給するまで～」を参照ください。）

1. 講座指定申請

(1) 受講したいと考えている講座の申し込みをする2週間前までに、子ども家庭センターで講座指定申請手続きをします。

【必要書類】

- ☐ 申請者と児童の戸籍謄本や住民票（公簿で確認できる場合は不要）
- ☐ 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ☐ 受講講座のわかる書類、パンフレット等（受講開始日・修了日、受講費用・受講料、受講講座の名称、受講科目の確認ができるもの）
- ☐ 本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

(2) 講座指定申請書等の提出をもとに、内容を審査後、講座を指定して申請者に通知します。申請者は、指定を受けた講座を受講します。

2. 給付金支給申請

必要な書類を準備して、子ども家庭センターに支給申請を行います。

【A】 受講開始時給付金

講座開始後30日以内に、給付金支給請求書と次の書類を提出

- ☐ 申請者と児童の戸籍謄本や住民票（公簿で確認できる場合は不要）
- ☐ 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ☐ 受講対象講座指定通知書
- ☐ 講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収印があるもの）

※領収書原本は後日返却します。

【B】 受講修了時給付金

講座終了後30日以内に、給付金支給請求書と次の書類を添えて提出

- ☐ 申請者と児童の戸籍謄本や住民票（公簿で確認できる場合は不要）
- ☐ 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ☐ 受講対象講座指定通知書
- ☐ 講座修了証の写し
- ☐ 受講開始時給付金の支給決定通知の写し
- ☐ 講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収印があるもの）

※領収書原本は後日返却します。

【C】 合格時給付金

合格証書に記載されている日から40日以内に、給付金支給請求書と次の書類を添えて提出

- ☐ 申請者と児童の戸籍謄本や住民票（公簿で確認できる場合は不要）
- ☐ 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ☐ 受講対象講座指定通知書
- ☐ 文部科学省が発行する合格証書の写し
- ☐ 受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給決定通知の写し

～各給付金を受給するまで～

(R6.8 改)

母子・父子自立支援プログラム(※1)を策定します(受講開始前の面談)

要予約

相談員が一人一人の事情を聴きながら、自立支援計画（プログラム）を策定するものです。講習会受講や資格取得といった就職前の支援から、ハローワークと連携した就職までの支援、就職後のアフターケアなどきめ細かな支援を行います。

自立支援プログラムの策定については、飯塚市にある「福岡県ひとり親サポートセンター飯塚ランチ」に事前申し込みが必要です。高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を申請するときは、自立支援プログラムを策定したことが分かる書類を提出いただきます。相談員との面談等が必要です。早めにご相談ください。

＊福岡県 ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ

TEL：0948-21-0390

